

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
24年－6 (24. 2.17)	企 画	<p>「衆議院の比例定数削減に反対する意見書」の提出について</p> <p>▶陳情理由 開会中の第 180 回通常国会で野田民主党内閣は、「社会保障と税の一体改革」と称する消費税増税に「国民の納得と信頼を得るため」の「身を切る改革」と称して国会議員定数削減を位置づけ、とどまるところを知らぬ悪政に対する国民のやり場のない怒りを国会議員や公務員へと誘導して、衆議院比例代表の定数 80 削減を強行する構えを見せている。これは、小選挙区比例代表併用制のもとで得た「虚構の多数」に乗じて、ただでさえ多様な国民意思の国会への反映を困難にしている回路を一層狭め、議会制民主主義の根幹を揺るがすほどの大問題である。</p> <p>「平和・民主主義・豊かな暮らしをめざす鳥取県の会」に、党派・思想信条等の相違を超えて集う私たちは、国政のありように関心を寄せる県民として、座視できない。</p> <p>については、貴県議会が、憲法が定める「地方自治の本旨」に基づく地方自治の原点を踏まえて、主権者国民（県民）が「正当に選挙された国会における代表者を通じて行動する」（憲法前文冒頭）ための「国権の最高機関」（同第 41 条）の構成に係る衆議院議員の比例定数削減について、心ある鳥取県民の名において、これに明確に反対する旨の意思を、政党政派の違いを超えて決議の形で表明されるよう切望し、その理由を以下に摘記する。</p> <p>(1) 昨年 3 月 23 日、最高裁は 2009 年 8 月の総選挙をめぐる「1 人別枠方式」の区割りが 2 倍以上の投票価値の格差を生み出しており「違憲状態」と判断、「できるだけ速やかに同方式を廃止し、投票価値の平等の要請にかなう立法措置を講じる必要がある」と異例の言及をした。三権分立の原理に立つ以上、国会はこれを受けて、選挙制度のあり方をめぐる全国的な議論を今からでも直ちに始めるべきである。「投票価値の平等」は、民意を正確、公平、公正に反映する選挙制度、すなわち比例代表制においてこそはじめて実現できるも</p>	<p>平和・民主主義・豊かな暮らしをめざす 鳥取県の会 代表世話人 草 刈 司 (鳥取市立川町 6 丁目 234 - 2 - 8)</p>	

のであり、重大な欠陥が明らかな現行選挙制度の抜本的改革は避けて通れない緊急課題である。しかし、年内にも総選挙が予想されているのに、民主党は「別枠方式」の廃止と、いくつかの小選挙区の区割りや定数を微調整して、1票の格差を2倍未満に抑える間に合わせの措置を採ろうとしているようである。

完全な比例代表制の採用、それに至る経過的な措置としていったん、世論調査でも支持が高い中選挙区制に戻すことが、現実的な選択肢として検討されてよいと考える。

- (2) 1994年以來の衆議院の選挙制度は、小選挙区制導入に対する強い反対に会い、「民意を集約し、政権選択の国民の意思が明確に示される小選挙区制」と「多様な民意を反映する比例代表制」という全く異質なものを組み合わせ、「相補う形でそれぞれの特性が生きる」としながら、バランスが一方に偏した小選挙区300、比例代表200の小選挙区比例代表並立制として成立し、2回目の2000年以降は比例代表を20削減して総選挙が行われてきた。今回80削減を許せば、比例代表は100となり(小選挙区は295、議員総定数は395人)、さらなる削減に途を開いて、「多様な民意を反映」しない単純小選挙区制に限りなく近づいて行く恐れがある。
- (3) 得票率と議席占有率が大きく乖離し、比較第一党が40%台の得票で7割台の議席を占め「虚構の多数」を得る一方、しばしば半数に近いが、それを超える投票を議席に反映されない死票と化し、少数政党は国会活動の場を奪われ、危急存亡の危機にすら見舞われる。小選挙区制中心の選挙制度のもとで、「虚構の多数」を国民の信任と強弁して、大多数の民意にそむく悪政が展開されてきた現実も直視しねければならない。
- (4) 小選挙区制17年間の現実には、導入の大義名分として強調された「政党本位の選挙」「カネのかからない清潔な政治」の実現どころか、企業・団体政治献金の再開と金権政治の蔓延、政党助成制度による政党および政治家の腐敗、墮落を招き、導入の主役を演じた細川護熙、河野洋平両氏が「こんなはずではなかった」と反省の弁を公にするまでになっている。導入の根柢は完全に破綻してしまっている。
- (5) 「社会保障と税の一体改革」のために「身を切る」ことは、定数削減とは全く次元の異なるものである。「切る」べき「身」、すなわち国会議員の地位・身分は議員個人や所属

政党の私物ではなく、国民全体のものであって、増税の前提条件にはなり得ない。「切る」べきは国民の多様な声を国政に届ける議員の定数ではなく、国費の無駄遣い、一例のみ挙げれば政党助成金を全廃するだけで 320 億円が節約でき、政党の財政は支持者が支えるという本来の政党の健全なあり方にも立ち戻れる。定数削減により浮く金額は 60 億円程度にすぎない。

(6) 日本の国会議員数は、人口比でみた場合ドイツの半分以下で、国際的に最も議員数の少ない国の一つである。その数をさらに削減すれば、国会の果たすべき機能が先細り、国民に直接責任を負わない、行政府の権力乱用、腐敗の調査、追及もできず、国民の権利と利益を大きく損なうことになる。

▶**陳情項目**

衆議院の比例定数削減に反対することについて、政府・関係機関へ意見書を提出すること。